8 9 10	上級原子炉解析専門官は、統括監視指導官の事務を補佐する。 ［略］ ［略］

（原子力安全人材センターに置く課等）

第二十五条　センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十二人を置く。

人材育成課
総合研修課
規制研修課
原子炉技術研修課
［削る。］

（総合研修課の所掌事務）

第二十七条　総合研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関する研修の企画及び立案並びに実施（次条及び第二十九条において「原子力安全研修業務」という。）に関すること（規制研修課及び原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

三　センターの所掌事務に係る国際関係事務に関すること（規制研修課及び原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）。

（規制研修課の所掌事務）

第二十八条　規制研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力安全研修業務に関する事務のうち原子力利用に関する規制の実施に必要な技術の習熟に係るものに関すること（原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　略］

（原子炉技術研修課の所掌事務）

第二十九条　原子炉技術研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力安全研修業務に関する事務のうち原子炉運転シミュレータに係るものに関すること。

二　［略］

［条を削る。］

8 9	［項を加える。］ ［同上］ ［同上］

（原子力安全人材センターに置く課等）

第二十五条　［同上］

人材育成課
［加える。］
規制研修課
原子炉技術研修課
国際研修課

［条を加える。］

（規制研修課の所掌事務）

第二十七条　［同上］

一　原子力利用における安全の確保に関する研修（国際機関、外国政府機関等に係るもの及び語学に係るものを除く。次条第一号において同じ。）の企画及び立案並びに実施に関すること（原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　同上］

（原子炉技術研修課の所掌事務）

第二十八条　［同上］

一　原子力利用における安全の確保に関する研修の企画及び立案並びに実施に関する事務のうち原子炉運転シミュレータに係るものに関すること。

二　［同上］

（国際研修課の所掌事務）

第二十九条　国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務（人材育成課、規制研修課及び原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

訓　令

○法務省訓令第2号

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

法務大臣　山下　貴司

検事総長
検　事　長
検　事　正